



会友制度運営細則

2022 年 8 月 8 日 第 1 回会員サービス委員会制定

(目的)

第 1 条 本細則は、会友制度に関する規約（1402-01。以下、「規約」という）に基づき、会友制度の運営の詳細について定めるものである。

(会友登録時に求める情報など)

第 2 条 規約第 4 条において参照される会友登録時に必要な情報は以下のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) メールアドレス
- (3) 会友向けホームページへアクセスするためのパスワード（登録者自身が設定）
- (4) 年齢層（10 歳刻み）
- (5) 学校種別（在学の者のみ）
- (6) 職種区分（選択肢を提示）
- (7) 所属区分（同上）
- (8) その他、有益と思われる情報

2 前項のほか、登録に際しては、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）が定款において定める目的の確認を求める。また、規約第 6 条 2 項に定める通り、本会の活動を意図的に妨害する行為があった場合、本会の判断で会友登録を解除する場合があることについて了解を求める。

(会友へ提供するサービス)

第 3 条 会友へ提供するサービスは以下のとおりとする。

- (1) メール配信による情報提供
- (2) 会友向けホームページ上での情報提供
- (3) 質問・相談の受付
- (4) その他、会友制度の趣旨に鑑み、相応しいと考えられるサービス

(メール配信)

第 4 条 前条（1）のメール配信については、以下のとおりとする。

- (1) 名称は「会友ニュースレター」とする。
- (2) 内容や運用については、情報メールサービス運用細則（0502-00-01）に準じる。ただし、明らかに会員限定と判断されるものを除く。

(会友向けホームページ)

第5条 第3条（2）の会友向けホームページについては以下のとおりとする。

（1）名称は「会友ポータルサイト」とする。

（2）内容は、原則として本会ホームページ上にある情報の範囲とし、主として既存情報へのアクセスの利便性向上を図るために設けるものとする。

（質問・相談受付）

第6条 第3条（3）の質問・相談受付については以下のとおりとする。

（1）会友ポータルサイト上に「質問・相談窓口」を設ける。

（2）質問への対応は、広報情報委員会に設けられたチーム 110 にておこなう。

（3）相談への対応は、会員サービス委員会が窓口となってこれをおこなう。

（その他）

第7条 会友制度の趣旨に鑑み、その有効性を検証し、運営にフィードバックする取組みを適宜、実施する。

（改定）

第8条 本細則の改定は、会員サービス委員会にて決定し、理事会に報告することとする。

附則

- 1 2022年8月8日 第1回会員サービス委員会制定、2022年9月29日施行
2022年9月29日 第3回理事会報告